

くらしの **ミニ知識**

賞味期限

と消費期限

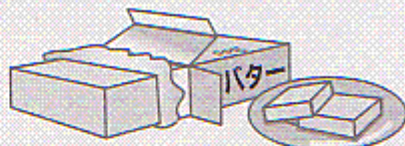
どう違うの？

「賞味期限」とは

表示された保存方法で「おいしく食べられる期限」

「消費期限」とは

表示された保存方法で保存した場合に「期限を過ぎたら食べないほうがよい期限」



品質の劣化が速い食品は「消費期限」、品質の劣化が比較的緩やかな食品は「賞味期限」を用いることになっています。従来は、食品衛生法とJAS法の用語の定義が若干相違する部分がありましたが、2003年7月の法改正により、両法で統一されました。

多重債務者無料相談会を開催します

長野県では、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を下記により行います。

面接は予約制ですので、事前に最寄の消費生活センターに予約の電話をしてください。予約受付は8月31日（月）から9月11日（金）までです。

日時：平成21年9月14日（月）
会場：下記の県消費生活センター（予約電話は下記の番号へ）
12月にも無料相談会を予定しています。（期日未定）
なお、消費生活センターでは常時多重債務に関する相談に応じています。



『困った』『どうしよう』そんな時は県消費生活センターに早めにご相談を！

長野消費生活センター (長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所産舎1階)	☎ 026-223-6777	FAX 026-223-6771
松本消費生活センター (松本市中央1-23-1 松本商工会館内)	☎ 0263-35-1556	FAX 0263-35-0949
消費生活センターおかや (岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)	☎ 0266-23-8260	FAX 0266-23-8248
飯田消費生活センター (飯田市追手町2-641-47 飯田市美術館隣)	☎ 0265-24-8058	FAX 0265-21-1703
上田消費生活センター (上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎5階)	☎ 0268-27-8517	FAX 0268-25-0998

編集・発行 長野県企画部 消費生活室

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL 026-223-6770 FAX 026-223-6771

E-mail : shohi@pref.nagano.jp

ながのけん
くらし得情報

はインターネットでも御覧いただけます。

www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm